

入札説明書

薬事台帳等管理システム(賃貸借)の調達に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

1.1 件名及び数量

薬事台帳等管理システム(賃貸借) 一式

1.2 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

1.3 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

1.4 契約期限等

ア 契約期間:契約日～令和 14 年1月 31 日まで

イ システム導入:令和 9 年1月 31 日まで

ウ システム賃貸借期間:令和 9 年2月1日～令和 14 年1月 31 日まで

1.5 納入場所

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁

2 入札参加資格

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格の申請方法等

入札公告に示すとおり。

4 入札説明会

実施しない。

5 質問書の提出について

(ア) 本件入札等に関する質問は、質問書(様式3)を以下のとおりメールにて提出すること。

受付期間は、令和8年8月 24 日(月)から同年 9 月 7 日(月)までとする。

件名は、「沖縄県薬事台帳等管理システム入札に関する質問」とすること。

宛先は、「aa024100●pref.okinawa.lg.jp」(●は@と置き換えること)とすること。

(案 2)

- (イ) 質問に対する回答は、メールにより行う。
- (ウ) (ア)に示す以外の方法で為された質問は受け付けない。

6 入札の方法

以下に示すものの他は、当該入札公告に示すとおり。

6.1 入札書について

様式は、様式6に定める。

- (ア) 入札書には、本件に要する一切の諸経費を見積金額として記載すること。
- (イ) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(以下「入札金額」)を、算用数字をもって入札書に記載すること。
- (ウ) 札回数毎(第1回～第3回分)の3通の入札書は、中が透けない封筒に入れて密封し、それぞれ表面に件名、入札者名及び入札回数を記載し、「入札書」と明記すること。
- (エ) 2回目、3回目の入札において応札できない場合は、入札書の金額欄に辞退と記載して内封筒に封入すること。
- (オ) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (カ) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。

6.2 入札及び開札日時及び場所

日時 令和8年 10 月 23 日(金)11 時

場所 沖縄県庁舎4階第3会議室(郵送による入札も可とする)

6.3 提出方法

入札書は書面により、郵送による場合を除き、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課 薬務班へ持参すること。郵送による入札を希望する場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、配達日指定郵便とすること。

- (ア) 配達日指定 令和8年 10 月 21 日(水)必着とする。

- (イ) 配達場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課 薬務班

- (ウ) 提出書類 入札書、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し、代理人による入札の場合は委任状(様式第7号)

- (エ) その他

(案 2)

封筒の大きさに規定はないが、別紙1に示す方法により作成すること。

7 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則第 12 号)第 100 条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数(60 ヶ月)で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、業務完了後還付する。

(1) 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和8年 10 月 2 日(金)16 時まで提出したとき。

(2) 過去2カ年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証明する書類(様式第4号)又は契約書の写し等を令和8年 10 月 2 日(金)16 時まで提出したとき。

8 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(ア) 商号又は名称

(イ) 住所又は所在地

(ウ) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

(エ) 使用印鑑

(オ) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(カ) 電話番号

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者のした入札

(イ) 仕様を満たさない者のした入札

(ウ) 入札条件に違反した入札

(エ) 期限までに到達しない封書

(オ) 封書又は同じ回数の入札封筒が2通以上のとき

(案 2)

- (カ) 同じ入札書封筒の中の入札書が2通以上るとき
- (キ) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (ク) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (ケ) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (コ) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (サ) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (シ) 委任状の提出のない代理人が行った入札

10 落札者の決定方法

- (ア) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (イ) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (ウ) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとする。
- (エ) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (オ) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 最低制限価格

設定しない。

12 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (ア) 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出したとき。
- (イ) 過去 2 箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証することを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証した書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(案 2)

日本語及び日本国通貨とする。

14 その他

- (ア) 本システムの操作マニュアル及び運用マニュアルを作成し、薬務生活衛生課へ提出すること。
- (イ) 設定後、操作手順の説明及び既存データの移行を行うこと。移行データについては、担当職員から CSV 形式で抽出したものを提供する。
- (ウ) 設定・調整等に要する費用など、仕様書別紙にかかる全ての費用を賃貸料に含めること。
- (エ) 仕様書記載の内容について、確認・了承のもとに見積もること。